

2021年3月25日

各位

北海道旭川市4条通8丁目  
旭川信用金庫

### 投資信託に係る法令改正に伴う約款類の改定について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は投資信託に係る法令改正に伴い、2021年4月1日に、投資信託のお取引に関する約款類を改定いたします。改定後の新約款は、改定前よりお取引のあるお客さまにも適用いたします。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、今回の改定内容にはお客さまに不利となる不利益変更内容は含まれておりません。

#### 1. 改定する約款

「旭川信用金庫投信取引約款」

「特定口座約款」

「非課税口座約款」

#### 2. 主な改定内容

##### (1) 「旭川信用金庫投信取引約款」

「民法の一部を改正する法律」の成立等に伴う語句の変更。

##### (2) 「特定口座約款」

その年中に上場株式等の譲渡および配当等の受入れが行われなかった場合には、特定口座年間取引報告書の申込者への交付を省略できる旨を明記。

##### (3) 「非課税口座約款」

当金庫が非課税口座（NISA口座）の開設を受付けた際には、所轄税務署長から申込者の非課税口座の開設ができる旨の通知があるまで、投資信託の買付等の申込み等を受け付けないことを明記。

※ 改定後の約款は当金庫ホームページの規定集よりご確認ください。